

スマート農業機器の導入経費を補助します

【伊勢原市】

表面

★ スマート農業は、環境制御システムやドローン等の先端技術を活用する農業で、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減など、農業の生産性の向上の効果が期待されています！

対象となる経費は？

- スマート農業機器を導入する**50万円以上**の経費が補助の対象です。

※ 国や神奈川県の補助を受ける場合でも、本事業の対象になります。
(導入経費から補助額分を減算します。)
※補助の対象となるスマート農業機器の例は裏面を参照ください。

補助される金額は？

- 補助率は**1/3以内**で、**上限額は100万円**です。

※ 例1 60万円×1/3以内=20万円
例2 300万円×1/3以内=100万円
例3 500万円×1/3以内=100万円
※ 千円未満は切り捨て。予算額を超える申請があった場合は、事務局で按分等の調整を行う場合があります。

補助対象となる人は？

- 市内の農地で農業を営む、**認定農業者**、**認定新規就農者**の方が対象です。

※ 補助申請する年度中に、認定農業者や認定新規就農者に認定される見込みのある農業者も対象となります。
※ 各農業者の認定方法については、市農業振興課までお問い合わせください。

求められる成果は？

- 次のうち**一つ以上を目標設定**してください。

○ 10a作業時間を10%以上削減
○ 生産量を10%以上増加
○ 年間販売額を10%以上増加
※ 機器を導入した翌々年度までに、設定した目標を達成できるよう取り組んでください。

事業の流れ

※申請、実績報告の詳細は裏面をご確認ください。

成果目標の
状況を報告
(令和10年度まで)

相談・申請

交付決定

機器導入

実績報告
交付請求

補助交付

事業報告

お問い合わせ・申請先

伊勢原市役所農業振興課 農業政策係 電話 0463-94-4648(直通)

スマート農業機器の導入経費を補助します 【伊勢原市】

裏面

申請期間や提出先は？

- 令和8年6月1日(月)から
令和8年6月30日(火)まで
- 市役所農業振興課に提出

※ 必要書類を揃え、申請期間内に市農業振興課に提出してください。

※ 郵送でも受け付けますが、書類に不備が無いようご注意ください。

※ 円滑な手続のため、事前に御相談ください。

申請に必要な書類は？

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 導入機器の見積書の写し
- ④ 導入機器のカタログ等
- ⑤ その他必要となる書類

※ ①②は市の規定様式です。

※ その他の書類は適宜用意してください。

実績報告や請求方法は？

- ① 事業完了後30日目まで
- ② 令和9年3月31日(水)まで
- 市役所農業振興課に提出

※ 事業完了後(機器導入後)、①②のいずれか早い日までに、必要書類を揃えて市農業振興課に提出してください。

※ 郵送でも受け付けますが、書類に不備が無いようご注意ください。

実績報告の必要書類は？

- ① 実績報告書
- ② 補助金交付請求書
- ③ 導入機器の領収書の写し
- ④ 導入後の機器の写真
- ⑤ その他必要となる書類

※ ①②は市の規定様式です。

※ その他の書類は適宜用意してください。

★スマート農業機器の例

水田の水管理システム、農業施設環境制御装置、モニタリング機器、CO2発生装置、ミスト発生装置、重作業アシストスーツ、草刈りロボット、汎用自走ロボット、農業用ドローン、自動操舵システム、直進アシスト型コンバイン・田植え機、自動収穫機、自動防除機、通信機能付きセンサーカメラ、ICTわな、生産管理システム、遠隔モニタリング装置付きシステム ほか

※ 農林水産省の「スマート農業技術カタログ」や、神奈川県「かながわスマート農業・水産業推進プログラム」の6(1)のロードマップに記載しているもの等が対象。

※ 消費税額は対象外。農業以外にも使える汎用性の高い機器や関連経費等は対象外。

お問い合わせ・申請先

伊勢原市役所農業振興課 農業政策係 電話 0463-94-4648(直通)